

福岡県公報

平成18年3月3日
第2503号

目次

告示(第405号-第424号の2)

- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(商業・地域経済課) 1
- 貸金業者の登録の取消し
(経営金融課) 2
- 計量法に基づく指定定期検査機関の指定
(計量検定所) 2
- 大規模小売店舗の新設の届出
(商業・地域経済課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(商業・地域経済課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(商業・地域経済課) 4
- 換地を定めない土地の指定
(農地計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了
(都市計画課) 4
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請
の概要
(環境保全課) 4
- 道路の区域の変更
(道路維持課) 6
- 道路の供用の開始
(道路維持課) 6
- 道路の区域の変更
(道路維持課) 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請
(生活文化課) 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
(生活文化課) 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
(生活文化課) 8
- 道路の供用の開始
(道路維持課) 8
- 道路の区域の変更
(道路維持課) 8

- 道路の供用の開始
(道路維持課) 8
- 車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定
(道路維持課) 9
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条
第1項に定める通行方法
(道路維持課) 9
- 青少年に有害な図書類の指定
(青少年課) 10

公 告

- 福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案の募
集
(県民情報広報課) 10
- 一般競争入札の実施
(学 事 課) 12

教育委員会

- 福岡県指定有形文化財の指定
(教育庁文化財保護課) 14
- 福岡県指定名勝の指定
(教育庁文化財保護課) 14
- 福岡県指定天然記念物の指定
(教育庁文化財保護課) 14
- 福岡県指定天然記念物の指定の解除
(教育庁文化財保護課) 14

雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見
の募集
(農 政 課) 15

正 誤

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更(平成18年2月福岡
県告示第316号)中正誤 17

告 示

福岡県告示第405号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域

経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年2月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 仲原ファミリープラザ

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外	54	糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外	78

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
施設の位置	容量(立米)	施設の位置	容量(立米)
糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外	16.95	糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外	46.63

福岡県告示第406号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者は、所在不確知の公告に対して申出をしなかったため、同法第38条第1項の規定により、平成18年3月23日をもってその登録を取り消す。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となる。)この処分の取消しの訴えを提起することもできる。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに

対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

名称	氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
アタックファン ド	吉村 泰	福岡市西区今津4798番地の473	福岡県知事(1)第08177号	平成16年2月16日

福岡県告示第407号

計量法(平成4年法律第51号)第20条第1項の規定に基づき、次のように指定定期検査機関を指定したので、同法第159条第2項の規定により公示する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

社団法人福岡県計量協会

2 所在地

糟屋郡粕屋町大字大隈188-2

3 定期検査を行う地域

福岡県全域(福岡市、北九州市及び久留米市を除く。)

4 定期検査を行う特定計量器の種類

質量計(ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもり)

5 指定日

平成18年2月3日

6 業務を開始する日

平成18年4月1日

福岡県告示第408号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年2月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパードラッグコスモス二日市駅前
 (2) 所在地 福岡県筑紫野市二日市中央1丁目1040-3 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年10月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,366㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県筑紫野市二日市中央1丁目1040-3 外	86

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県筑紫野市二日市中央1丁目1040-3 外	43

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県筑紫野市二日市中央1丁目1040-3 外	118

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県筑紫野市二日市中央1丁目1040-3 外	11.32

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時30分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県筑紫野市二日市中央1丁目1040-3 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第409号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 西友志免店
 - 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目4番1号
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第410号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 森林都市ショッピングセンター
 - 所在地 福岡県宗像市大字自由が丘3丁目12番4外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業広川東部第二地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
広川町	長延	持上	512	田	2250のうち570.62
広川町	長延	小森田	531-1	田	433
広川町	長延	小森田	531-2	田	424
広川町	長延	小森田	539-4	田	72
広川町	長延	鹿ノ子	653-3	田	49
広川町	長延	虎丸	670	田	1625

福岡県告示第412号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字原上字池ノ内1389番1、1389番5、1387番1、1387番3、1388番1、1388番5及び1394番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字原上888-1
草場 誠

福岡県告示第413号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成18年3月3日から同月24日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

申請の概要

- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 名 称 日産自動車株式会社
 住 所 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
 代表者の氏名 取締役社長 カルロス ゴーン
- 事業場の名称及び所在地
 名 称 日産自動車株式会社九州工場
 所 在 地 京都郡苅田町新浜町1番地3
- 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の63のホに掲げる施設（排ガス洗浄施設）		
能 力	20,000台/月 1基		
工事着手予定年月日	平成18年3月30日		
工事完成予定年月日	平成18年10月20日		
使用開始予定年月日	平成18年11月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6：00～2：00 20時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	3,000	3,000
	化学的酸素要求量(mg/l)	1,000	1,000
	浮遊物質(mg/l)	150	450
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	5	11
汚水量(m ³ /日)	50	50	

- 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	塗装系廃水一次処理施設(1)				
型 式	凝集加圧浮上				
構 造	鉄筋コンクリート製				
主 要 寸 法(mm)	縦×横×高さ 25,000×15,000×15,000				
能 力	1,100m ³ /日				
処 理 方 式	中和凝集による加圧浮上処理				
工事着手予定年月日	既 設				
工事完成予定年月日	既 設				
使用開始予定年月日	既 設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6：00～4：00 22時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6		5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	1,200	1,800	1,000	1,500
	化学的酸素要求量(mg/l)	700	1,000	500	750
	浮遊物質(mg/l)	300	500	10	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	100	150	10	15
汚水量(m ³ /日)	900	1,100	900	1,100	

種 類	総合廃水処理施設			
構 造	鉄筋コンクリート、鋼板製			
主 要 寸 法(mm)	縦×横×高さ 100,000×80,000×5,000			
能 力	7,900m ³ /日			
処 理 方 式	活性汚泥・連続活性炭・凝集沈殿 生物濾過・活性炭吸着処理			
工事着手予定年月日	既 設			

工事完成予定年月日		既設			
使用開始予定年月日		既設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続 24時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.0~11.0		5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	330	480	10	15
	化学的酸素要求量(mg/l)	160	240	10	15
	浮遊物質(mg/l)	81	120	20	25
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量(mg/l)	5	9	-	2
	溶解性鉄含有量(mg/l)	1	2	-	0.5
	窒素含有量(mg/l)	-	-	25	60
りん含有量(mg/l)	-	-	3.863	8	
汚水量(m ³ /日)	7,500	7,500	7,500	7,500	

5 排水水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排水水の排水口		工場廃水系	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	10	15
	化学的酸素要求量(mg/l)	10	15
	浮遊物質(mg/l)	20	25
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量(mg/l)	-	2
	溶解性鉄含有量(mg/l)	-	0.5
窒素含有量(mg/l)	25	60	

りん含有量(mg/l)	3.863	8
排水水量(m ³ /日)	7,500	7,500

福岡県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
前原	県道	瑞梅寺池田線	前	前原市大字井原2556番2先から 同市大字三雲526番1先まで	10.2 ～ 22.0	872.0
			後	前原市大字井原2556番2先から 同市大字三雲529番1先まで	10.2 ～ 23.4	872.0

福岡県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	瑞梅寺池田線	前原市大字三雲426番先から 同市大字三雲529番1先まで

福岡県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大牟田	県道	大牟田川副線	前	三池郡高田町大字永治507番1先から 同郡同町大字永治945番先まで	7.6 ～ 16.8	234.5
			後	同上	9.5 ～ 25.0	228.3

福岡県告示第417号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年1月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人支援センターいぶき
- (2) 代表者の氏名
戸田 裕子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区多々良二丁目6番7号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者やその家族に対して、個別のニーズに応える介護や相談その他必要な支援に関する事業を行い、障害者が自分の住みたい場所で自分らしい生活を営むことができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第418号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年1月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト
- (2) 代表者の氏名
松吉 泰直
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区南庄五丁目4番36-604号
- (4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、福岡での演劇活性化及び振興に関する活動を行い、以て

広く公益に貢献することを目的とする。

(変更後) この法人は、福岡での演劇等舞台芸術文化活性化及び振興に関する活動を行い、以て広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第419号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年1月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人青い地球福岡

(2) 代表者の氏名

帆足 邦彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅南三丁目15番30号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地球環境問題に対し、環境への保全上の支障を防止し、環境の改善を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
甘木	500号	朝倉郡筑前町野町1875番5先から 同郡同町野町1855番1先まで
甘木	211号	朝倉郡東峰村大字福井907番先から 同郡同村大字福井768番1先まで

福岡県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行橋	県道	新北九州 空港線	前	京都郡苅田町空港南町1番 2先から 同郡同町大字苅田3787番7 先まで	24.9 ～ 108.0	6700.3
			後	同上	24.9 ～ 108.0	

福岡県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	新北九州空港線	北九州市小倉南区空港北町1番先から 京都郡苅田町大字苅田3787番7先まで

福岡県告示第423号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定する道路の路線名、区間等

土木事務所名	路線名	区間
行橋	県道 門司橋線	京都郡苅田町大字苅田3787番43先から 同郡同町大字南原2085番17先まで
行橋	県道 新北九州空港線	北九州市小倉南区空港北町1番先から 京都郡苅田町大字苅田765番7先まで

2 指定する期日 平成18年4月1日

福岡県告示第424号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定する道路の路線名、区間等

土木事務所名	路線名	区間
甘木	一般国道 386号	朝倉郡杷木町大字穂坂321番1先から（県界） 甘木市大字菩提寺576番4先まで
大牟田	一般国道 389号	大牟田市大正町3丁目300番先から 同市白金町175番先まで
八女	一般国道 442号	八女市大字納楚757番1先から 筑後市大字長浜1540番1先まで
福岡宗像	一般国道 495号	福津市西福間2丁目2647番2先から 古賀市天神1丁目1194番22先まで
大牟田	県道 南関大牟田北線	大牟田市大字甘木557番1先から 同市大字唐船178番1先まで
大牟田	県道 大牟田川副線	大牟田市明治町1丁目2番1先から 三池郡高田町大字黒崎開697番1先まで
行橋	県道 門司橋線	京都郡苅田町大字苅田3787番1先から 同郡同町大字南原2085番17先まで
宗像	県道 直方宗像線	宗像市石丸347番1先から 同市赤間6丁目338番12先まで
直方	県道 飯塚福間線	宮若市沼口811番1先から 同市山口4395番1先まで
福岡那珂	県道 筑紫野古賀線	筑紫野市大字吉木2280番1先から 糟屋郡宇美町大字宇美2690番6先まで
福岡那珂	県道 飯塚大野城線	糟屋郡宇美町貴船5丁目1460番22先から 大野城市御笠川4丁目12番1先まで
宗像	県道 宗像宗玄海線	宗像市陵巖寺4丁目353番1先から 同市東郷1丁目1番1先まで
那珂	県道 筑紫野穂筑線	太宰府市高雄1丁目3703番2先から 筑紫野市大字吉木2280番1先まで
久留米甘木	県道 甘木朝倉田主丸線	朝倉郡朝倉町大字宮野2105番1先から 久留米市田主丸町鷹取535番2先まで

北九州 宗像	県道 岡宮垣田線	遠賀郡岡垣町大字戸切360番8先から 宗像市吉留513番2先まで
直方 宗像	県道 宗籙像栗線	宗像市原町305番1先から 宮若市山口4398番2先まで
宗像	県道 福宗玄間像海線	福津市西福間2丁目2603番2 宗像市東郷3丁目1142番1先まで
那珂	県道 福日岡田線	大野城市仲畑4丁目296番先から 筑紫野市石崎2丁目138番1先まで
豊前	県道 中豊津前線	豊前市大字八屋2230番13先から 同市大字四郎丸1286番2先まで
大牟田	県道 大牟田荒尾線	大牟田市白金町175番先から 同市三川町1丁目27番4先まで
豊前	県道 宇島港線	豊前市大字宇島78番9先から 同市大字八屋2038番11先まで
行橋	県道 新北九州空港線	北九州市小倉南区空港北町1番先から 京都郡苅田町大字苅田765番7先まで
大牟田	県道 黒崎開濃施線	三池郡高田町大字黒崎開696番1先から 同郡同町大字濃施369番1先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材

料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成18年4月1日

福岡県告示第424号の2

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

種類		名称	発行所又は製作所	指定理由
光ディスク (DVD)	1	グランド・セフト・オートⅢ	株式会社カプコン	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	グランド・セフト・オート・バイスシティ	株式会社カプコン	

公 告

公告

次のとおり福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案を募集します。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

提案参加者は、以下に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）のうち、業種区分が03-02（活版印刷）又は13-06（広告宣伝）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者（福岡県総務部総務事務センター調達班において格付の確認を行うこと。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 質の高い誌面が作成できること。
- (5) 年間を通して確実な履行が見込めること。
- (6) 県内の地域事情に精通していること。
- (7) 常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (8) 提案書を製作したスタッフが採用後も製作に当たることができること。
- (9) 過去5年間にカラーページを含む、月刊誌、隔月誌又は季刊誌を継続して発行したことがあること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部県民情報広報課広報係
電話番号 092-643-3102
- (2) 提案説明書の交付
ア 期間
平成18年3月3日（金）から平成18年3月20日（月）までの県の休日を除く毎

日、午前9時00分から午後5時00分まで

- イ 場所
(1)の部局とする。
- ウ 方法
無料で直接交付する。
- (3) 提案参加申込み
ア 申込書
提案説明書に添付されている様式を用いること。
イ 提出期限
平成18年3月22日（水）午後5時00分
ウ 提出場所
(1)の部局とする。
エ 提出方法
必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。
- (4) 説明会の開催
ア 日時
平成18年3月24日（金）午後2時00分から
イ 場所
福岡県庁4号会議室（行政棟地下1階）
- (5) 提案書等の提出
ア 期限
平成18年4月24日（月）午後5時00分
イ 場所
(1)の部局とする。
ウ 方法
必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。
エ 提案書等の審査
提案書等の内容についてヒアリングを実施し、「平成18年度福岡県広報誌『グラフィックおか』製作業務委託業者選定委員会」で審査する。

公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

九州歯科大学 e-ラーニングシステム 1式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約日から平成18年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号

九州歯科大学

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

入札参加に当たっては、次に掲げる要件のすべてを満たしていることを条件とする。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	A、AA

13	07	その他	
----	----	-----	--

競争入札参加資格の審査は2年毎に行っているが、同一業者でも9月以前と10月以降では格付けが変わることがあるので注意を要すること。

(2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に相当数納品できると認められる者

(3) 当該物品の納品後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、下記8(2)に示す入札書の受領期限までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

九州歯科大学 会計課

〒803-8580 北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号

電話番号 093-582-1131（内線）5444

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

この公告の日から平成18年3月16日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所、提出日時及び提出方法

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 提出日時

平成18年3月17日(金)午後1時30分

(3) 提出方法

直接、持参すること。

9 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに8の(1)の場所において行う。

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに再度の入札を行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

ィ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(5) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 落札決定した者は、契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他、詳細は入札説明書による。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第8号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定に基づき、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成18年3月3日

福岡県教育委員会

建造物の部

名称	員数	構造形式	所有者	所有者の住所	所在地
今村教会堂	1棟	煉瓦造、棧瓦葺、平屋建一部二階建 建築面積 573平方メートル 東側八角形双塔附属 煉瓦造、銅板葺 南北側面脇入口附属 煉瓦造、棧瓦葺 東側玄関付 煉瓦造、棧瓦葺 西側アプス及び香部屋付 煉瓦造、棧瓦葺 附 煉瓦塀 参道北側 35.9メートル 参道南側 36.4メートル 境界東側 28.5メートル 境界東及び北側 44.5メートル 境界北及び西側一部 27.4メートル 総延長 172.7メートル 門柱 参道東端一対、参道西端一対、北入口一基	宗教法人カトリック福岡司教区	福岡市中央区浄水通39番地	三井郡大刀洗町大字今707番地

絵画の部

名称	員数	所有者	所有者の住所

絹本着色当麻曼荼羅図	1幅	宗教法人曼陀羅寺	京都郡勝山町大字大久保3100番地の1
------------	----	----------	---------------------

古文書の部

名称	員数	所有者
門司家文書 附 門司氏家系 1巻 家系第二永禄年間ヨリ起の題箋がある	5巻	北九州市（北九州市立自然史・歴史博物館保管）

福岡県教育委員会告示第9号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県指定名勝を次のように指定する。

平成18年3月3日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
鼻栗瀬及び鼻面半島	糟屋郡新宮町大字相島字鼻栗 糟屋郡新宮町大字相島字鼻面	1番地 2番地1

福岡県教育委員会告示第10号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県指定天然記念物を次のように指定する。

平成18年3月3日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
米ノ山断層及び石炭層の露頭	大牟田市大字櫛野字石坂	2964番地

福岡県教育委員会告示第11号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第38条第1項の規定に基づき、次の福岡県指定天然記念物の指定を解除する。

平成18年3月3日

福岡県教育委員会

指定名称	関係告示	所在地	地番
正信天満宮の金木犀	昭和45年5月福岡県教育委員会告示第1号	朝倉郡杷木町大字星丸	1580番地

雑報

福岡県農業・農村振興審議会公告

農業・農村に関する施策の基本計画の策定に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、所定の方法で提出してください。

平成18年3月3日

福岡県農業・農村振興審議会会長 辻 雅男

- 1 意見募集の対象となる答申案
 - 農業・農村に関する施策の基本計画に係る答申案
- 2 答申案の要旨
 - (1) 計画の目指す方向等
 - ア 計画の位置づけ
 - イ 計画の目指す方向と基本的な考え方
 - ウ 目標年次
 - (2) 主要指標の目標
 - ア 農産物の生産目標
 - イ 農産物自給率目標
 - (3) 施策の展開方向
 - ア 福岡県農業を担う経営能力に優れた人づくり
 - イ 総合的な戦略による競争力ある産地づくり
 - ウ 豊かな環境を保つためのシステムづくり

- エ 中山間地域の振興と共有財産としての田園空間づくり
- オ 健全で安心な食生活を育むシステムづくり
- カ 農による心豊かな生活と快適な居住環境づくり

3 答申案の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区域南7-8）
- (4) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
- (5) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
- (6) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1）
- (7) 福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見書の提出期間

平成18年3月3日～平成18年3月17日

5 意見書の提出方法

別紙の様式により、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。

6 意見書の提出先

福岡県農政部農政課（問い合わせ 092-643-3468）

住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

ファクシミリ 092-643-3470

電子メール nosei@pref.fukuoka.lg.jp

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
該当頁	
該当項目	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、できるだけ1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

提出の締切 平成18年3月17日（金）必着

提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

提出先 福岡県農政部農政課（問い合わせ 092-643-3468）

住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

ファクシミリ 092-643-3470

電子メール nosei@pref.fukuoka.lg.jp

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤								
					上	下												
18・2・17	2497	告 示	316	3	○			表中	<table border="1"> <tr> <td>新事項</td> <td>○ 156</td> </tr> <tr> <td>旧事項</td> <td></td> </tr> </table>	新事項	○ 156	旧事項		<table border="1"> <tr> <td>新事項</td> <td>● 150</td> </tr> <tr> <td>旧事項</td> <td></td> </tr> </table>	新事項	● 150	旧事項	
新事項	○ 156																	
旧事項																		
新事項	● 150																	
旧事項																		

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)